

誓約書

年 月 日

留萌市長 様

住所

事業者名

代表者名

印

留萌市応援寄附金（ふるさと納税）の返礼品を取り扱うに当たり、次の事項について誓約します。

- 1 返礼品協力事業者の所在地及び納税状況等、事業者に関する情報を留萌市職員が確認することに同意します。
- 2 誓約書裏面の事業者要件に適合しないと判断された場合及び返礼品要件に適合しないと判断された場合に、返礼品取扱事業者から除外されても、何ら異議を申し立てません。
- 3 事業の実施に当たっては、市長の指示に従います。
- 4 返礼品の生産、製造及び適正な品質管理体制を整えるとともに、返礼品送付者に対して安全と信頼の確保に努めます。
- 5 返礼品の品質等において、事故等の問題が発生した場合には、当方が一切の責任を負います。

・協力事業者の要件

下記の要件を全て満たしていること。ただし、市と取りまとめ業者が協議の上、協力事業者として適当でないと認めた場合や特産品等として適当でないと認めた場合は、参加できない場合があります。

- (1) 本社（本店）、支社（支店）及び事業所、工場が市内にある企業・団体または個人事業所であること。
- (2) 生産・製造・販売に関する法令等を順守していること。
- (3) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員でないこと。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、取りまとめ業者との連絡が電子メールにて確実に取れる状態であること。

・返礼品要件

- (1) 次の条件を全て満たしている特産品等であること。

ア 原則として、留萌市の事業者等で生産、製造、加工、商品企画又はサービスの提供がされているもの、留萌市内で栽培、採取、育成された原材料を使用しているもののいずれかに該当し、留萌市の魅力を伝えることができ、留萌市のPRにつながる要素を持つ特産品等であること。

イ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能なものは、提供期間内の数量的な安定供給が見込まれるものであること。

ウ 飲食物の場合は、出荷後に適切な賞味期限が保障されるもの。

エ 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法令を順守し、違反していない特産品等であること。